

令和6年度

事 業 計 画

社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会

## 令和6年度事業計画

### 事業計画策定にあたって

1月1日に能登半島で発生した地震は大きな被害を与え、被災者への支援が急務となっています。本会においても令和5年6月の大雪による災害に対し、災害ボランティアセンターを開設するなど、全国的に災害が多発し、被災者支援が必要とされています。地域住民の生活課題や潜在的ニーズを受け止め、解決につなげる支援や仕組みをつくる「連携・協働の場」として、社協の役割が以前にも増して重要となっています。また、生活困窮者への支援など社会の変化や新たな課題にも対応していく必要があります。

このような中、地域住民が手を取り、みんなで助け合い支え合って、ともに元気に暮らしていける地域をつくる「地域共生社会」を実現することが本会の使命であります。

令和6年度は「第5次地域福祉活動計画」に掲げた基本目標のもと、4つの重点目標を中心に事業展開を図ってまいります。

### 基本目標「ともにつながり、ともにささえあう、元気なまちづくり」

#### 第1 重点活動

##### 1 福祉人材発掘・育成・・・人と福祉をつなげる 「福祉教育の推進」

児童・生徒に対し、住民が福祉を知り、興味を持ち、身近に感じ、我が事としてとらえ活動につながるよう、福祉体験など学ぶ機会を提供するとともに、企業の社会貢献活動を促進するため関係機関と連携し、講座や福祉の情報発信、広報啓発を推進してまいります。また、各種ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの発掘・育成を図るとともにボランティア活動を支援してまいります。

##### 2 福祉の地域づくり・・・人と地域をつなげる 「住民主体の福祉のまちづくり」

住民が主体となり、自らが地域の課題を見つけ解決していくことのできる地域となるよう、地区ごとに**生活支援コーディネーター**を配置しています。生活支援コーディネーターは、地域のあらゆる関係機関・団体、企業・事業所等と連携をとり、社会資源を見つけ、地域の皆さんと共に住みやすい地域づくりを推進してまいります。

また、地域住民で構成し住民同士が助け合う場である地区社会福祉協議会等と連携し、小地域ネットワークづくり、見守りネットワークの組織化、地域版ちょいひつサービス（住民参加型在宅福祉サービス）の立上げ、普及を支援してまいります。

##### 3 福祉サービスの強化・・・人とサービス・環境をつなげる 「住民が求める安心して暮らせるための新たなサービスの開発調査・研究・運営」

コロナ禍での生活困窮など住民が抱える問題に対し、ともに寄り添い、解決に導く相談援助活動を推進します。また、社会情勢の変化等により、住民が必要とされる新たなサービスへの調査研究を進め、企画から運営に推進していくよう努めてまいります。

すべての住民が自分らしく安心して暮らすことができるよう、これまでに培ってきた経験を活かし、**成年後見制度の利用を促進するための中核機関である「沼津市成年後見支援センター」の運営**を推進してまいります。

さらに、昨今の異常気象等により毎年各地で頻繁に発生している災害等に対して、関係機関等との連携を強化し、**災害時における被災住民への支援活動の整備**を推進してまいります。

#### 4 社協の基盤強化と福祉活動推進体制の整備・・・頼りになる社協を目指して 「**職員の資質向上と新規事業開拓への挑戦**」

住民に対し、社協がどのような事業を展開しているのか理解を進めるため、わかりやすい広報啓発に努めます。

事業の執行状況を定期的に確認し充実した活動を実施するとともに、**専門的な知識や経験を個々の職員が身に着け、より一層の資質向上**に努めます。そのため、人材育成基本方針に基づき、研修計画の充実と人事評価制度の導入による職場におけるコミュニケーションの円滑化を図ってまいります。

運営財源の確保は、現在の情勢を鑑みると大変厳しいものがありますが、使途目的を明確にした会費や寄付の募集方法の工夫を試み、住民の理解を得え、確保に努めます。

介護保険制度、指定管理者制度等については、諸制度に的確に対応し利用者に寄り添ったサービスを展開していくとともに、障がい児者の居宅介護事業においては、相談支援事業所の運営を実施してまいります。

また、生活困窮者の自立に向けた支援にも取り組んでまいります。

本会といたしましては、4つの基本計画の達成に向け、「地域共生社会」の実現を目指し、あらゆる事業を通じて関係機関・団体との協働体制をより強固なものとし、「ともにつながり、ともにささえあう、元気なまちづくり」を進めてまいります。

### 第2 一般事業計画

#### ◇地域福祉活動の推進

- (1) 地区社協連絡協議会への支援と連携強化
- (2) 生活支援体制整備事業の推進
- (3) 児童・生徒・企業等に対する福祉教育
- (4) 広報P R活動の強化
- (5) 小地域ネットワーク活動の推進

- (6) 当事者の組織化と自立支援
- (7) 福祉施設連絡協議会への支援と連携強化
- (8) チャリティーバザーの開催
- (9) 災害時支援対応及び災害見舞金贈呈事業の実施
- (10) 無縁仏慰靈法要の実施
- (11) 車いす等福祉用具・福祉教育機器の貸し出し

◇ボランティア活動の推進

- (1) ボランティアの養成と各種講座の開催
- (2) ボランティア活動団体への助成
- (3) ボランティア連絡協議会への支援

◇福祉総合相談事業の推進

- (1) 結婚相談の実施
- (2) 健康・介護相談の実施
- (3) 福祉生活相談の実施
- (4) 相談員研修の充実

◇権利擁護事業の推進

- (1) 日常生活自立支援事業の実施
- (2) 市民後見推進事業の実施
- (3) 法人後見の受任
- (4) 中核機関の運営

◇共同募金運動の推進

- (1) 赤い羽根共同募金運動の推進
- (2) 歳末たすけあい運動の推進

◇低所得世帯の福祉対策

- (1) 緊急援護の実施
- (2) 生活福祉資金等貸付事業の実施
- (3) 高額療養費支払資金貸付事業の実施
- (4) 生活困窮者への支援

◇児童福祉対策

- (1) 障がい児居宅介護事業の実施

- (2) こども会等児童・青少年団体への援助
- (3) 子どもの居場所づくり事業の実施
- (4) サンウェルふれあい交流室の運営・子育て支援

◇高齢者福祉対策

- (1) 老人居宅介護事業の実施
- (2) 老人デイサービス事業の実施
- (3) 地域包括支援センターの受託運営
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- (5) 在宅介護者への支援
- (6) 市内の高齢者居場所づくり支援
- (7) 移動支援サービスの調査研究及び実施
- (8) シニア世代を中心とした介護予防等生きがいボランティアの育成
- (9) ぬまつ（高齢者居場所カフェ）の運営

◇障がい者福祉対策

- (1) 障がい者福祉サービス・計画作成事業の実施
- (2) 声の「社協だより」の発行
- (3) 身体障がい者団体等の事業の援助・協力
- (4) 耳の日記念行事の協力

◇公益事業

- (1) 高齢者等福祉世代交流活動施設（千本プラザ）の管理運営
- (2) ぬまづ健康福祉プラザ（サンウェルぬまづ）の管理運営

◇収益事業

- (1) 不動産貸付事業の実施
- (2) 介護保険外サービス事業の実施